

ジェンダー平等計画(Gender Equality Plan)

2026 年～2029 年

特定非営利活動法人 支援技術開発機構(ATDO)

2026 年 9 月 18 日制定・公表

1 基本方針

特定非営利活動法人支援技術開発機構(以下「当機構」)は、すべての人に普遍的な人権を保障するために社会の側をリフォームするという目的に沿って、情報のアクセスとコミュニケーションにおけるユニバーサルデザインの研究開発を促進し、その成果を普及するための国際協力を使命とする組織として、ジェンダー平等を組織運営と活動の基本原則とする。当機構は、性別にかかわらず全ての役職員が能力を発揮できる組織文化を維持・発展させるとともに、研究活動そのものにジェンダーの視点を統合する。本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく当機構の一般事業主行動計画(2026 年 8 月 1 日～2029 年 7 月 31 日、厚生労働省「両立支援のひろば」で公表)と一体のものとして運用し、Horizon Europe のジェンダー平等計画(GEP)適格要件の 4 つの必須要素(①公式文書としての公表、②専任リソース、③データ収集とモニタリング、④研修)を満たすものとして制定する。

2 体制と資源(必須要素②)

- ・本計画の最高責任者は理事長とし、理事長が本計画に署名して公表する
- ・本計画の推進責任者は事務局長(理事・専従)とし、日常の実施を統括する
- ・ジェンダー平等推進担当者として総務主任を指名し、データ収集、年次報告の作成、研修の企画・記録を担当する(業務時間の一部を本計画の実施に充てることを組織として保障する)
- ・必要に応じ、ジェンダー平等に関する外部の専門知識(研究者・専門機関)を活用する
- ・実施状況は年 1 回、理事会に報告し、理事会が本計画の見直しを審議する

3 データ収集とモニタリング(必須要素③)

毎年 4 月に、前年度分の性別区分データを収集し、次の指標に基づく年次報告を作成して理事会に報告するとともに、個人が特定されない形で概要をウェブサイトで公表する。

- ・役職員の性別構成(職員・役員・管理的立場の別) ※2026 年 9 月現在: 職員 10 名(女性 7 名・男性 3 名)、理事 8 名(女性 4 名・男性 4 名)、専従の事務局長(理事兼務)は女性
- ・採用における応募者・採用者の性別構成

- ・研修の受講状況(性別)
- ・当機構が設置・運営する委員会・プロジェクトチームにおける性別構成
- ・育児・介護に係る制度(フレックスタイム、リモートワーク、育児休業等)の利用状況

4 研修と意識向上(必須要素④)

- ・全役職員(理事を含む)を対象に、ジェンダー平等及び無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)に関する研修を年1回実施し、受講記録を保存する
- ・新たに採用する職員には、着任時のオリエンテーションで本計画と関連制度を説明する
- ・意思決定に関与する者(理事・管理的立場の職員)には、採用・評価・委員会構成における偏見の防止を重点とした内容を含める

5 重点領域と取組

(1) ワーク・ライフ・バランスと組織文化

- ・フレックスタイム制(2019年導入)及びリモートワーク制度を維持し、利用を促進する
- ・子が3歳に達するまでの育児休業等、次世代法行動計画に定める措置を確実に実施する

(2) 意思決定への均衡ある参画

- ・理事会・運営会議・プロジェクトリーダーシップの性別構成を把握し、均衡ある参画を維持・向上させる(2026年9月現在、理事会は女性4名・男性4名の均衡構成であり、専従の事務局長は女性である。本計画はこの均衡の維持を基本とする)

(3) 採用とキャリア形成

- ・募集・選考においてジェンダー中立の表現と基準を用い、選考過程における偏見を防止する
- ・研修・国際会議参加・研究発表等のキャリア形成機会を性別にかかわらず均等に提供する

(4) 研究内容へのジェンダー視点の統合

- ・調査研究の設計において、性別・ジェンダーによる差異の分析(ジェンダー次元)を検討事項として組み込む。特に、障害とジェンダーの交差(女性ろう者・女性視覚障害者・女性盲ろう者等の情報アクセスにおける複合的障壁)を当機構の研究領域固有のジェンダー課題として扱う
- ・当機構が設置する専門委員会・当事者参加の枠組みにおいて、性別の均衡ある参画に配慮する

(5) ジェンダーに基づく暴力・ハラスメントの防止

- ・セクシュアル・ハラスメントを含むジェンダーに基づく暴力・ハラスメントを一切容認しない

- ・相談窓口(総務主任及び理事長。相談者が希望する場合は同性の役職員)を設け、相談者の保護と秘密保持を徹底する

6 実施期間と改定

本計画の実施期間は 2026 年から 2029 年まで(次世代法行動計画の計画期間と整合)とし、年次報告に基づき必要な改定を行う。改定は理事会の決議による。

【理事会決議日】 2026 年 9 月 18 日

特定非営利活動法人 支援技術開発機構

理事長 山内 繁